

個人住民税の定額減税について

令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税（所得割）において定額減税が実施されることとなりました。

六ヶ所村が実施する個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方、税目

以下の項目に該当する方および税目が定額減税の対象となります

- 令和6年度（令和5年分）の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者
- 個人住民税（所得割）が定額減税の対象となります

ただし、以下の項目に該当する方および税目は定額減税の対象にはなりません

- 令和6年度の個人住民税が、**非課税の場合**
- 令和6年度の個人住民税が、**均等割および森林環境税のみ課税される場合**
- 法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は定額減税の対象外です

※所得税は国税であるため所得税の定額減税について村でお答えすることは出来かねます

詳しくは管轄する税務署（六ヶ所村の管轄は十和田税務署です）へお問い合わせください

減税額

個人住民税の定額減税額は以下のとおりです

○**本人1万円**、控除対象配偶者を含む扶養親族**1人につき1万円**

※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります

控除対象配偶者を含む扶養親族が、国外居住の場合は定額減税の対象にはなりません

※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則前年12月31日の現況によります

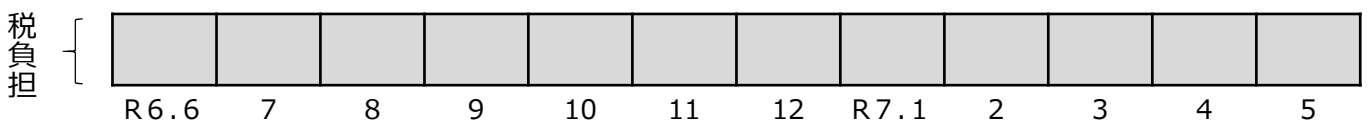
令和6年1月1日以降の出生者は、定額減税の対象にはなりません

※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます

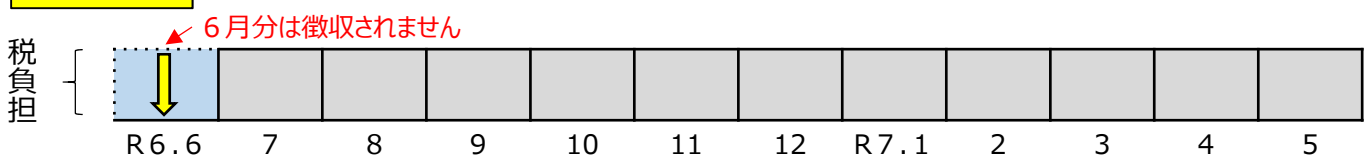
定額減税の対象となる方の徴収方法（令和6年度分）

①給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

通常時

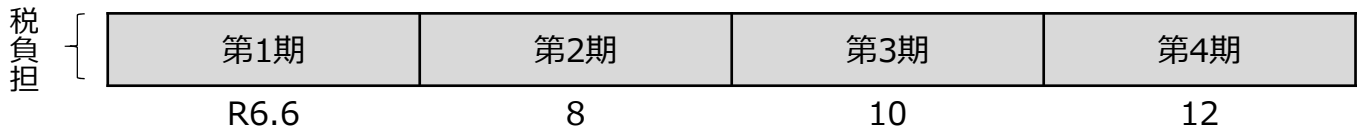


定額減税後

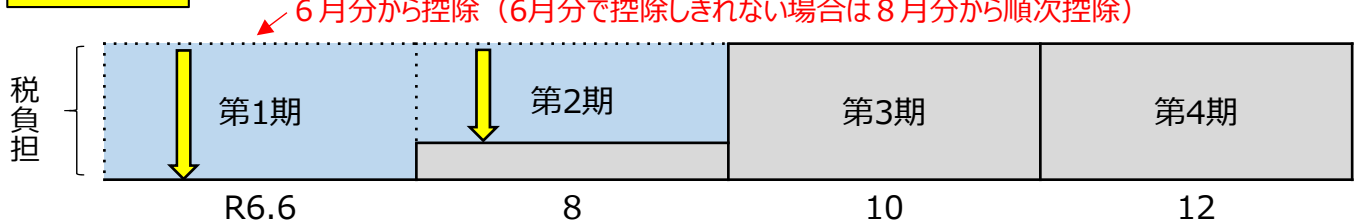


②普通徴収（事業所得者等の方）

通常時



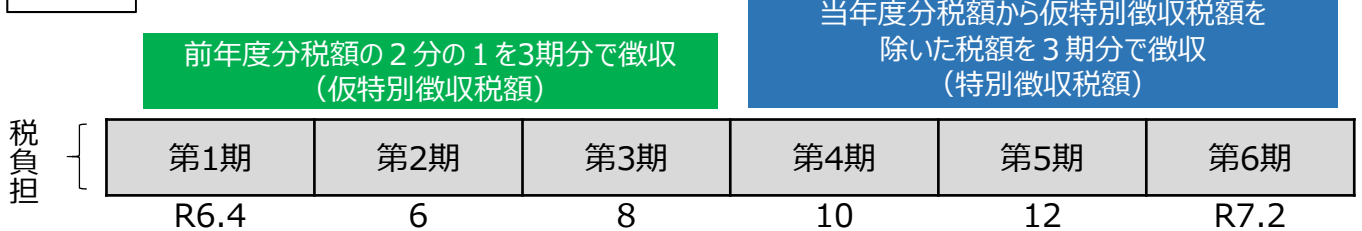
定額減税後



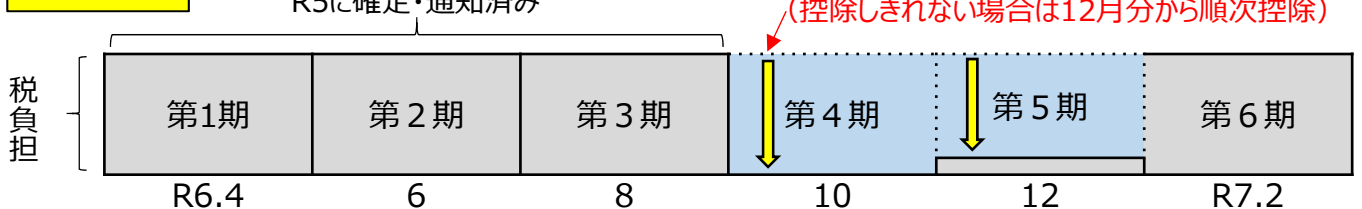
定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分以降の税額から、順次控除されます。

③公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

通常時



定額減税後



定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、第5期分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

その他

- 減税額は、納税通知書の裏面又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 六ヶ所村ホームページ内に個人住民税定額減税に関するよくある質問ページを開設しております。
(<http://www.rokkasho.jp/index.cfm/11,18203,20,html>)
- 減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。
給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)
- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)